

I 中期事業計画及び年度経営計画の概要について

1 第2次中期事業計画（平成21年度～23年度）の概要

鹿児島県信用保証協会は、最近の鹿児島県の動向や中小企業を取り巻く環境等を踏まえ、中小企業者の円滑な資金調達、ひいては自立かつ安定的な発展に貢献できる『中小企業者のための、開かれた信頼される協会』を目指して、平成21年度から平成23年度までの3か年間における業務運営方針として、以下に掲げる事項の実現に向けて全力で取り組んで参ります。

(1) 経営支援、再生支援及び創業・再挑戦支援の推進

中小企業者に対する経営支援や再生支援は、企業の存続・発展に伴う雇用の確保、固有の産業や技術の存続・承継、地域経済の活性化等を図るうえで、極めて重要であり、さらに、本協会にとっても、代位弁済の抑制や求償権の早期回収等が期待できるものである。

このため、県中小企業再生支援協議会、金融機関等との密接な連携のもとに、経営再生支援室を中心にして審議役等による経営支援のための企業訪問、中小企業診断士の活用等により、経営支援・再生支援に積極的に取り組むこととする。

また、創業・再挑戦支援については、対象企業等に関する情報収集に努めるなど適切に対応していく。

(2) 保証制度の多様化・高度化への対応

中小企業者の様々な資金ニーズに応じるため、保証制度は多様化・複雑化し、高度な知識やノウハウが必要となってきており、このような状況に的確に対応するために、保証業務に係る企画立案機能の強化や保証審査事務の適正化・効率化の推進、効果的な利用促進策の実施が課題となっている。

このため、保証部に2名の次長を置き、総括次長が企画立案事務等に注力できる体制を構築するほか、保証審査体制方式を変更し、保証審査事務の効率的、機動的、かつ迅速な推進を図るとともに、平成20年10月改正の信用保証審査マニュアルを保証審査担当者へ周知徹底し、信用リスク管理態勢を充実・強化する。

利用促進については、中小企業者や金融機関等に対して、各保証制度の保証要件や利便性等についてPRするとともに、利用が見込まれる企業のリストアップや企業訪問等により利用促進を図る。

(3) 政策保証の推進

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証、特定社債保証、予約保証、一括支払契約保証、農商工等連携事業関連保証、経営承継関連保証、新株予約権引き受けを伴う保証などの国の政策保証やかごしま共生・協働サポート融資保証などの地方公共団体の政策保証については、不況による業況悪化や担保不足等の影響により、資金調達が困難な中小企業者にとって、資金繰り安定、経営安定のために大きな役割を果たしている。

このため、これらの保証制度の目的や保証要件等について、中小企業者や金融機関等に対して、周知徹底するとともに、保証対象の要件に合致する企業のリストアップ、企業訪問等により積極的に利用促進を図る。

また、本県産業の振興や活性化を図るために、新たな事業を開拓し経営の革新に取り組む中小企業者や、新規技術やノウハウ等を活かして創業する中小企業者の育成が必要であり、これらの企業の金融の円滑化を積極的に推進するために、ベンチャー関連保証や創業関連保証の利用を促進する。

(4) 利便性の向上に向けた取組

各種保証制度の内容や申込手続き等をわかりやすく掲載したホームページやパンフレット等の作成・配布、中小企業者に対する意向等調査の実施、Eメールによる新着情報等に関する最新情報の提供などによって、中小企業者がそれぞれの資金計画や目的にあった最適な保証制度を容易に利用できるように努める。

また、保証審査に当たっては、審査体制を強化するとともに、必要書類の簡素化やCRDスコアリングモデルの有効活用等により、その迅速化・効率化に努め、利便性の向上を図る。

(5) 期中管理の充実・強化

長引く景気低迷の影響を受けて、県内中小企業者は、引き続き厳しい経営環境下にあり、事故債務や延滞債務の発生は高い水準で推移するものと見込まれる。

このため、大口保証企業及び創業・ベンチャー関連企業等については、保証後も每期決算書を徴求し、

その実態把握に努めるとともに、事故防止のため早期に適切な措置を講ずることとする。

また、延滞企業や事故企業については、金融機関と連携し事故原因や今後の見通し等を的確に把握し、正常化見込企業や代位弁済見込企業、再生支援が必要な企業等を見極め、代位弁済の抑制等に努めるとともに、代位弁済が見込まれる企業については早期に代位弁済手続きに着手し、適正な代位弁済の履行に努めることとする。

(6) 求償権回収の合理化・効率化

代位弁済は、建設業や小売業を中心に大幅な増加傾向にあり、今後、さらに、県内景気の低迷や緊急保証制度の推進に伴う影響等により増加が見込まれる。

また、第三者保証人の原則非徴求や過度に担保に依存しない保証の推進等により、回収困難な求償権が増加しており、求償権回収の合理化・効率化が求められている。

このような状況のもと、求償権回収の促進を図るため、求償権分類基準に基づく債権の分類、「追跡案件調書」や「進行管理リスト」の活用等による求償権の適正な管理を行い、効果的な債務者ごとの回収方針を定め、進行管理を徹底し、より効率的かつ効果的な回収に努める。

また、無担保求償権等について、保証協会債権回収（株）に委託し、効率的な回収を図る。

なお、回収見込みのない求償権については、計画的に管理事務停止及び求償権整理を行い、求償権回収事務の効率化を図る。

(7) リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の円滑な実施

リスク考慮型保証料率体系の運用については、今後も、財務データの入力チェック体制の強化及び保証料率等再計算検証システムによる検証を実施し、その正確性の確保に努める。

また、金融機関との適切な責任共有制度については、負担金計算の基礎データとなる金融機関別の保証債務残高や代位弁済額及び移転担保処分による回収額の集計結果を定期的に出力、点検し、正確なデータ提供に努める。

(8) 信用保証制度の多様化・高度化等に対応した組織体制の確立及び職員の資質向上

信用保証制度の多様化・高度化等に対応し、経営基盤の充実、企画・立案能力の向上、人材の育成・適正配置等に努めながら、簡素で効率的な組織体制を確立することが喫緊の課題となっている。

このため、保証部に、専ら保証審査事務を担当する審査担当次長を置き、総括次長が企画・立案事務等に注力できる体制を構築するとともに、保証審査体制方式を変更することによって、保証業務に関する企画立案能力の向上、保証審査事務の効率化及び迅速化を図ることとする。

また、各種職員研修制度の活用のほか、資格取得等奨励表彰制度により、協会の業務推進に緊密な関係を有する国家資格の取得等を支援し、職員の資質向上を図る。

(9) コンプライアンス態勢の充実・強化

本協会は、社会的信頼の確保と信用保証制度全体に対する信頼の確立のために、これまでに経営理念・コンプライアンス・マニュアルを定め、具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づき、各種研修や啓蒙活動を通じて役職員の倫理意識の向上と公共意識の向上を図ってきている。

今後とも、年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定・推進、関係法令・規程等の理解・遵守等に関する各種研修の実施、事務ミス等事例のデータベース化と活用、反社会的勢力への対応体制の強化等により、コンプライアンス態勢の充実・強化を図る。

(10) 的確かつ効率的な内部監査の実施

保証協会を取り巻く環境の変化に適時適切に対応し、協会業務の適正かつ効率的な運営を図るため、業務執行状況並びに会計及び財産の処理状況について、引き続き、的確な内部監査を実施するとともに、平成19年6月に設置した常勤監事による監事監査との緊密な連携によりの確かつ効率的な内部監査を実施する。

(11) 事業計画

(単位:百万円, %)

項目	21年度			22年度		23年度	
	金額	対前年度比	対前年度実績見込比	金額	対前年度比	金額	対前年度比
保証承諾	90,000	128.2	78.3	85,000	94.4	80,000	94.1
保証債務残高	196,000	138.2	103.2	193,000	98.5	182,000	94.3
代位弁済	6,200	148.3	122.4	6,270	101.1	5,980	95.4
実際回収	1,050	99.1	105.0	1,100	104.8	1,170	106.4